

夜勤職員配置加算（介護老人保健施設）について

夜勤時間帯及び夜勤を行う職員数の算出方法について

夜勤時間帯の考え方

午後 10 時から午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいう。
原則として、事業所又は施設ごとに設定するものとする。

例：午後 5 時から午前 9 時までの 16 時間

「夜勤を行う職員」の算出方法

夜勤を行う職員の数は、1 日平均夜勤職員数とする。
これは暦月ごとに夜勤時間帯における延勤務時間数を当該月の日数に 16 を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第 3 位以下は切り捨てるものとする。

例：暦月の夜勤時間帯の延勤務時間数が 1,685 時間の場合
 $1,685 \text{ 時間} \div (30 \text{ 日} \times 16 \text{ 時間}) = 1,685 \div 480 = 3.51041 \text{ 改め } 3.51 \text{ 人}$

夜勤職員配置加算（介護老人保健施設）の主な算定要件について

夜勤職員配置加算 1日につき24単位を所定単位数に加算する。
※認知症ケア加算を算定している介護老人保健施設の場合にあっては、夜勤職員配置加算の基準は、認知症専門棟とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

算定要件	内容
利用者等の数（指定短期入所療養介護の利用者数＋介護老人保健施設の入所者の数）が41以上	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、利用者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上でありかつ2を超えていること。 【例】利用者等の数が75の場合 $75 \div 20 = 3$ あまり15 → よって4人以上の夜勤職員の配置が必要。
利用者等の数（指定短期入所療養介護の利用者数＋介護老人保健施設の入所者の数）が40以下	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、利用者等の数が20又はその端数を増すごとに1以上でありかつ1を超えていること。 【例】利用者等の数が35の場合 $35 \div 20 = 1$ あまり15 → よって2人以上の夜勤職員の配置が必要。

※利用者等の数については、平成12告示29号のニイ(1)(一)より、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数

※利用者等の数については、当該年度の前年度の平均を用いる。（ただし新規開設又は再開の場合は推定数による）この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者数の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者等数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

関連する Q & A

関連 Q & A	質問	回答
21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)	(夜勤職員配置加算) ユニットや専門棟がある場合の取扱いはどうすべきか。	施設全体に対する加算であるが、一部ユニット型については、ユニット部分及び多床部分それぞれで要件を満たす必要があること。なお、この場合にあつては、要件を満たしている部分に対して加算を算定するものであること。専門棟についても同様である。
21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)	夜勤職員配置加算の算定は日ごとで考えるのか、それとも1月ごとの平均で考えるのか。1月ごととした場合は、介護療養型医療施設と同様に、該当した月の翌月からの算定でよいのか。	1月ごとの平均とし、算定の方法は介護療養型医療施設と同様に、要件を満たし、届出が受理された月の翌月からの算定でよい。